平成２２年（フ）第１５６４３号
東京都葛飾区西新小岩３丁目30―21―602
破産者　木村　正光
1　決定年月日　平成22年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５６４４号
東京都中野区中央２丁目18―８―102
破産者　寺下　真悟
1　決定年月日　平成22年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５８８３号
神奈川県川崎市宮前区犬蔵３丁目６―１―304
破産者　元起　圭子
1　決定年月日　平成22年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４３７号
千葉県柏市逆井１丁目11番23号リ・ファインパレスＡ―101号
破産者　小林　秀樹
1　決定年月日　平成22年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第４８８号
千葉県我孫子市中峠1577番地の２
破産者　有限会社大槻塗装
1　決定年月日　平成22年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第４８９号
千葉県我孫子市中峠1577番地の２
破産者　大槻　　泉
1　決定年月日　平成22年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第１２８９１号
東京都練馬区南大泉５丁目22―２　キャッスルＹＯＵⅡ105
破産者　小林　　実
1　決定年月日　平成22年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０３８号
東京都大田区本羽田１丁目18―３　福山通運㈱羽田社宅Ａ―308
破産者　浦木　治美
1　決定年月日　平成22年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１９７号
東京都文京区本駒込５丁目31―５―1001
破産者　中里　一夫
1　決定年月日　平成22年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２８７５号
千葉県浦安市舞浜３丁目34―13、開始決定時の住所千葉県浦安市舞浜２丁目42―１
破産者　中ノ瀬誠一
1　決定年月日　平成22年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６８０８号
東京都板橋区富士見町30―４―101
破産者　高木　理望
1　決定年月日　平成22年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７０８９号
東京都武蔵村山市三ツ木２丁目４―20
破産者　山本　明夫
1　決定年月日　平成22年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７２３９号
千葉県佐倉市西志津４丁目20―14―102、開始決定時の住所千葉県佐倉市中志津２丁目12―３
破産者　岡野　幸正
1　決定年月日　平成22年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７４２７号
神奈川県鎌倉市大町２丁目２―29
破産者　島中　久絵
1　決定年月日　平成22年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７８６６号
東京都新宿区新宿７丁目22―８　佐藤方、開始決定時の住所東京都新宿区高田馬場１丁目２―15―210
破産者　久米　　浩
1　決定年月日　平成22年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８０６７号
東京都江東区冬木20番８号
破産者　スペシャル・パーパス・エクスプレス株式会社
1　決定年月日　平成22年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８０６８号
東京都大田区萩中２丁目２―18―203、開始決定時の住所千葉県成田市囲護台1268―１―205
破産者　大段　博昭
1　決定年月日　平成22年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９５３５号
埼玉県新座市栗原１丁目８―27
破産者　伊藤　宣夫
1　決定年月日　平成22年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９６２７号
東京都文京区大塚３丁目39番５号
破産者　大栄プロセス株式会社
1　決定年月日　平成22年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１００５６号
東京都江戸川区西小松川町12―５
破産者　國府田　孝
1　決定年月日　平成22年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１２２５号
東京都江戸川区西葛西３丁目17―２―102
破産者　八木　　努
1　決定年月日　平成22年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１３１６号
千葉県柏市北柏２―14―１―203、住民票上の住所東京都世田谷区野沢４丁目12―９
破産者　遠藤眞太郎
1　決定年月日　平成22年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部